

建築士定期講習テキスト 正誤・修正表

平成 23 年 8 月 10 日

ページ数		誤（修正前）	正（修正後）
P51	25 行目	前面道路の <u>最大幅員</u>	前面道路の <u>最小幅員</u>
P58	34 行目	改正後「設計・工事監理等に関する一定の <u>経験</u> 」	改正後「設計・工事監理等に関する一定の <u>実務経験</u> 」
P82	21 行目	都道府県や市町村の細則	都道府県の細則
P90	3・4 行目	木造建築士・ <u>建築士事務所</u> の登録等に関する	木造建築士の登録等に関する
P94	27 行目	<u>数値(等級)</u> で示すことにより	<u>数値(等級)等</u> で示すことにより
P102	33 行目	積載荷重、 <u>積雪</u> 、風圧	積載荷重、 <u>積雪荷重</u> 、風圧
P117	24・25 行目	床面積の合計 2,000 m <sup>2</sup> 以上（公衆便所は 50 m <sup>2</sup> 以上）	削除
P131	29 行目	(3) <u>自動火災報知設備</u> の設置	(3) <u>消防用設備等</u> の設置
P132	2 行目	((6)口)の <u>自動火災報知設備</u> について、	((6)口)の <u>消防用設備等</u> について、
P138	33 行目	構造躯体の断熱・ <u>気密化</u> ・冬季の日射	構造躯体の断熱・冬季の日射
P139	上段の表 (平成 21 年 4 月に改正)	1. 熱損失係数等による基準	1. 熱損失 係数等によ る基準
			<u>熱損失係数に関する基準(Q値)</u>
			<u>夏期日射取得係数による基準(μ値)</u>
			<u>結露の発生を防止する対策に関する基準</u>
		2 熱貫流率等による基準	2 熱貫流率等による基準
	断熱構造とする部分の基準	断熱構造とする部分の基準	
	躯体の断熱性能等に関する基準	躯体の断熱性能等に関する基準	
	躯体設計に関する基準	躯体の熱貫流率の基準と、構造熱橋部の基準	
	断熱材の施工に関する基準	断熱材の熱抵抗の基準と、構造熱橋部の基準	
	気密層の施工に関する基準		
	開口部の断熱性能等に関する基準	開口部の断熱性能等に関する基準	
	熱貫流率および夏期日射侵入率の基準が <u>建具</u> の基準のどちらか	熱貫流率および夏期日射侵入率の基準が <u>建具等</u> の基準のどちらか	
	気密性に関する基準	<u>結露の発生を防止する対策に関する基準</u>	
P160	2 行目	(令第 20 条の 7 第 2 項)の <u>使用を禁止します。</u>	(令第 20 条の 7 第 2 項) <u>以外の建築材料を使用します。</u>
P161	39 行目	<u>アセトアルデヒド</u>	削除(平成 15 年 4 月に追加されたが平成 16 年 4 月から削除)

## 補足事項

ページ数		項目	内容
P88	21・22 行目	一般社団法人の記載について (補足事項)	公益法人制度改革 3 法の施行により、平成 25 年 11 月 30 日までに旧法の公益法人は移行認定(認可)を申請し、認定(認可)を受けた場合は、法人の種類を、公益社団法人・公益財団法人・一般社団法人・一般財団法人のいずれかへ移行しなければなりません。  そのため、建築士法第 22 条の 4 および第 27 条の 2 では一般社団法人と記載されており、本文においても同様な記載をしています。
P89	7・9 行目		
P107	35 行目	平成 22 年 6 月 長期優良住宅の着 工時期に関する運 用の弾力化	着工前に所管行政庁に認定申請した場合、住宅の計画が認定基準に適合するものについては、認定前の建築工事着工が可能となるよう解釈が変更されました。  ただし、申請に係る長期優良住宅建築等計画が認定基準に適合しなければ、着工後の認定が受けられませんので、あらかじめ登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けることが推奨されています。

## 平成 23 年 5 月改正の建築確認手続き等の運用改善に伴うテキストの補足事項

ページ数		項目	内容
P22	15 行目	確認申請、中間・完了検査の申請に係る図書および書類の簡素化	従来までは、確認申請時および中間・完了検査申請時には、「一級・二級・木造建築士免許証の写し」を添付する必要がありましたが、平成 23 年 5 月の改正により、確認検査機関等が求める場合を除いて「一級・二級・木造建築士免許証の写し」の提出が不要となりました。
P68	5 行目	確認申請に係る図書および書類の簡素化	従来までは、構造設計・設備設計一級建築士が関与した建築物について、確認申請時に「構造設計・設備設計一級建築士証の写し」を添付する必要がありましたが、平成 23 年 5 月の改正により、確認検査機関等が求める場合を除いて「構造設計・設備設計一級建築士免許証の写し」の提出が不要となりました。

本テキストの関連部分のみ記載しています。